

兵庫県内のがん診療連携拠点病院等の指定状況 (H31. 2. 21)

圏 域	兵庫県内のがん診療連携拠点病院等 (※1)		
	国指定拠点病院(14)	県指定拠点病院(9)	準じる病院 (※2) (23)
神 戸	神戸大学医学部附属病院 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立西神戸医療センター	神鋼記念病院 神戸医療センター	神戸中央病院 川崎病院 神戸市立医療センター西市民病院 神戸海星病院 神戸労災病院 済生会兵庫県病院 新須磨病院 神戸赤十字病院 甲南病院
阪神	関西労災病院 兵庫医科大学病院 近畿中央病院	県立尼崎総合医療センター 県立西宮病院 西宮市立中央病院 市立伊丹病院	明和病院 市立芦屋病院 三田市民病院 宝塚市立病院 市立川西病院 兵庫中央病院
東播磨	県立がんセンター	県立加古川医療センター 加古川中央市民病院	明石医療センター 明石市立市民病院 高砂市民病院
北播磨	市立西脇病院		北播磨総合医療センター 市立加西病院
播磨姫路	姫路赤十字病院 姫路医療センター 赤穂市民病院	製鉄記念広畑病院	姫路中央病院 姫路聖マリア病院
但 馬	公立豊岡病院		公立八鹿病院
丹 波	県立柏原病院		
淡 路	県立淡路医療センター		

(※1) 診療報酬上認められた病院 (計画策定病院) 計 46 病院

(※2) 兵庫県保健医療計画に記載の「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」のうち兵庫県がん診療連携協議会の取組に同意を頂いた医療機関 23 病院

なお、兵庫県保健医療計画における「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」については、医療機関からの申し出に基づき随時更新を行っている。

兵庫県がん対策推進計画の改定の概要

○ 背景

①がん罹患率は全国と比較して中位

年齢調整罹患率(人口10万人あたり)

	H22	H23	H24	H25	全国順位
県	338.2	345.7	351.7	349.6	25位
全国	351.4	365.8	365.6	361.9	—

国立がん研究センター報告

②がん死亡率は年々減少しているが、目標は未達

75歳未満年齢調整死亡率(人口10万人あたり)

	H17	H23	H24	H25	H26	H27	目標値(H27)
県	97.2	84.0	82.7	82.0	79.0	77.3	72.9
全国	92.4	83.1	81.3	80.1	79.0	78.0	73.9

厚生労働省人口動態統計

③がんの原因として喫煙と感染症要因の割合が高い

	男性	女性
喫煙	29.7%	5.0%
感染症要因	22.8%	17.5%
飲酒	9.0%	2.5%
塩分摂取	1.9%	1.2%

H23 国立がん研究センター報告

④がん検診受診率、精密検査受診率が全国と比較して低位

受診率	がん検診(%)			精密検査(%)		
	全国	県	目標値	全国	県	目標値
胃がん	40.9	35.9	40	79.5	79.2	90
肺がん	46.2	40.7		79.8	69.9	
大腸がん	41.4	39.8		66.9	63.2	
乳がん	44.9	40.6	50	85.1	71.9	
子宮頸がん	42.3	38.1		72.4	56.0	

国民生活基礎調査(H28)/地域保健健康増進事業報告(H26)

⑤がん検診の必要性に関する認識や情報が不足

がん検診を受けない理由

費用がかかる	36.6%
心配なら医療機関を受診する	28.9%
まだそういう年齢ではないから	17.5%
時間がとれないから	16.5%

H25 県民モニター調査

⑥肝がんの死亡率が全国平均を上回っている

75歳未満年齢調整死亡率(人口10万人あたり)

	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮がん	肝がん	前立腺がん
県	9.1	14.3	10.3	9.6	4.0	5.9	2.0
全国	9.1	14.5	10.5	10.7	4.9	5.4	2.2

H27 厚生労働省人口動態統計

⑦がん診断後の依願退職又は解雇割合は10年前から変化なし

がんと診断後の就労状況の変化(全国)

	H25	H15
現在も勤務している	47.9%	47.6%
休職中	9.5%	8.7%
依願退職、もしくは解雇	34.6%	34.7%
その他	8.1%	9.0%

H27 静岡がんセンター研究班がん体験者の実態調査

○ 計画の位置づけ

- ① がん対策基本法第12条の規定に基づく都道府県計画
- ② 「21世紀ひょうご長期ビジョン」、「少子高齢社会福祉ビジョン」、「保健医療計画」、「健康づくり推進実施計画」等と整合
- ③ 健康づくり推進条例と併せ、がん対策を総合的に展開

○ 計画期間

2018(H30)年度から2023年度までの6年間

○ 改定の視点

- ① がん予防の推進
- ② がんの早期発見の推進
- ③ ライフステージに応じたがん対策の推進
- ④ 適切な医療を受けられる環境の整備
- ⑤ がん患者の療養生活の質の維持向上
- ⑥ がん患者の就労支援
- ⑦ がん教育の推進
- ⑧ 全国がん登録の活用

○ 目標

(全体目標)

- 1 がんによる罹患者、死亡者減少の実現(指標)
- 2 がんにも罹患しても尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- ・年齢調整罹患率が全国10位以内
- ・75歳未満年齢調整死亡率が全国平均より5%以上低い状態

(個別目標)

- ・成人喫煙率の低下
男性 24.8%→19%
女性 7.1%→4%
- ・がん検診受診率50%、精密検査受診率90%
- ・県内の緩和ケア研修修了者数 4,027→6,400人
- ・がん性疼痛緩和指導管理料 届出医療機関数 358→550機関

○ 構成

I がん予防の推進

○生活習慣改善の推進	・生活習慣予防等の健康づくり	・日常生活で具体的に実行しやすい健康行動の提示
○たばこ対策の充実	・禁煙に向けた取組の強化 ・受動喫煙防止条例に基づく対策の推進	・禁煙相談窓口、禁煙治療の保険適用要件等の情報提供 ・受動喫煙の健康に及ぼす影響等についての普及啓発
○感染症に起因するがん対策の推進	・感染症に起因するがんに関する正しい知識の啓発	・HPV、HTLV-1に関する正しい知識の普及啓発 ・肝炎ウイルス検査の受診啓発
○全国がん登録等の推進	・全国がん登録の着実な実施、院内がん登録の推進	・全国がん登録で得られた精度の高い罹患率等データを活用したがん予防等の推進 ・院内がん登録を含めた医療情報の積極的な公開

II 早期発見の推進

○がん検診機会の確保と受診促進支援	・市町の取組支援 ・企業と職域の連携 ・がん検診に関する正しい知識の普及啓発 ・要精検者へのフォローアップの徹底	・重点市町の指定、受診しやすい環境づくりの推進 ・企業等の従業員やその家族に対するがん検診受診費用の助成等による受診促進 ・大学等と連携した子宮頸がん、乳がん検診の受診啓発 ・受診台帳の整備と個別フォローアップの徹底
○適切ながん検診の実施	・事業評価・精度管理の実施 ・がん検診従事者の専門性の向上	・生活習慣病検診等管理指導協議会による市町の精度管理 ・がん検診従事者に対する講習会の実施

III 医療体制の充実

○個別がん対策の推進	・小児がん・AYA(Adolescent and Young Adult:思春期と若年成人)世代のがん対策 ・肝がん対策 ・石綿(アスベスト)関連がん対策 ・その他のがん対策	・小児がん拠点病院とがん診療連携拠点病院の切れ目のない診療体制の推進、晩期障害のリスクが少ない陽子線治療の提供 ・肝疾患連携拠点病院の運営、肝炎、肝がん治療費等の助成 ・健康管理支援事業の実施及び国と連携した啓発 ・造血幹細胞移植の推進
○医療体制の強化	・拠点病院におけるチーム医療体制の整備 ・地域がん診療連携の強化 ・専門性の高いがん医療への対応 ・情報の収集提供と治験・臨床研究の推進	・多職種によるカンサーボードの推進 ・各医療機関の専門性を活かした連携・役割分担支援 ・がんの専門的な知識、技能を有する医療従事者の育成、配置 ・先進的な医療への積極的な取組
○がん患者の療養生活の質の維持向上	・がんと診断された時からの緩和ケアの推進 ・在宅医療・介護サービス提供体制の充実 ・相談支援体制の充実	・緩和ケアの質の向上 ・緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上 ・在宅医療推進協議会の運営 ・在宅医療地域ネットワーク連携システムの構築 ・ピアサポーターの積極的な活用推進

IV がん患者を支える社会の構築

○就労支援体制の構築	・拠点病院、関係団体等の連携による就労支援の推進	・ハローワークとの連携によるがん患者等の就労支援 ・産業保健総合支援センターとの協働等による両立支援コーディネータの周知
○がん教育の推進	・青少年に対するがんに関する正しい知識の啓発 ・正しい情報の発信 ・社会的問題等への対応	・小中高生へのがんに関する講演の実施 ・教職員に対するがん教育に関する研修等の実施 ・各医療機関で実施しているがん部位別の診療内容やセカンドオピニオン対応等の公開、免疫療法や新たな治療法に関する指針等に基づく情報の発信 ・がんに関する「差別・偏見」の払拭

がん対策推進条例(案)の概要

条例制定の背景・必要性

がんを取り巻く環境の急速な変化や本県独自の課題への対応が必要

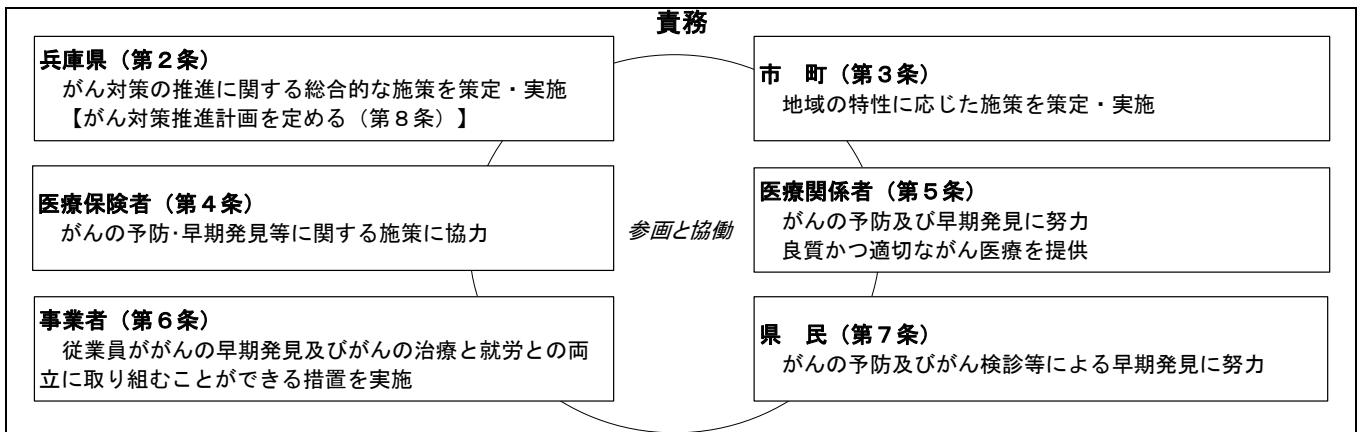
- ・がん医療の技術の進歩
- ・「不治の病」から「長く付き合う病気」への変化
- ・全国がん登録制度の導入
- ・がん検診受診率の低迷



これらの状況を踏まえ、地域社会の構成員が一体となって、がん対策をより一層推進していくことが必要

がん対策の基本方針(第1条)

がんの予防及び早期発見の推進並びにがん医療の充実に総合的に取り組むこと
 がんに関する研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究の成果を普及し、活用し、及び発展させることにより推進すること
 県民ががんに罹患しても治療と就労、就学その他の社会生活を両立することができ、安心して暮らせる環境を整備すること目指して推進すること
 年齢、性別、心身の状態その他の県民それぞれが置かれている状況に応じたがん医療の提供及び必要な支援が受けられるよう推進すること
 がん患者及びその家族その他の県民の意見を十分に尊重し推進すること
 県、市町その他の関係者及び県民の参画と協働により推進すること



基本的な取組

●がんの予防及び早期発見の推進

予防の推進(第9条)

- 〔県民〕健康な生活習慣の確立
- 〔県・市町〕がんの予防のための環境整備
- 〔県〕受動喫煙防止の推進

早期発見の推進(第10条)

- 〔県民〕がん検診の受診
- 〔県〕がん検診の質の向上の推進
- 〔市町〕がん検診を受けやすい環境整備
- 〔県・市町・医療保険者〕がん検診受診の普及啓発
- 〔医療関係者〕がん検診の的確な実施
- 〔事業者〕従業員等ががん検診を受ける機会の確保

●がん医療の充実

がん医療の充実(第11条)

- 〔県〕がん診療連携拠点病院を核としたがん医療を提供する体制の強化等支援、連携促進
- 〔医療機関〕がん診療連携拠点病院等と連携しがん医療を提供
 先端医療を提供する体制の充実

●がんの特性に配慮したがん対策の推進

- 小児がんその他の若年におけるがんに係るがん対策(第12条)
- 高齢のがん患者に係るがん対策(第13条)
- 女性に特有のがんに係るがん対策(第14条)
- 肝がんに係るがん対策(第15条)
- 石綿健康被害に起因するがんに係るがん対策(第16条)

●がん登録等の推進等

- がん登録等の推進(第17条)
- 先端医療等に係る研究の推進(第18条)
- その他がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実等のための措置(第19条)

●がんに罹患しても安心して暮らせる環境の整備

がん患者の療養生活の質の向上(第20条)

- 〔県〕緩和ケア・在宅医療に携わる医療従事者の育成
 相談窓口の周知及び機能強化
- 〔県・市町〕緩和ケア・在宅医療の普及啓発
- 〔医療関係者〕状況に応じた緩和ケアの提供
 がん患者等の意向を踏まえた在宅医療の提供
 がん患者等からの相談への適切な対応

治療等と就労の両立(第21条)

- 〔県〕がん患者等就労の普及啓発等の事業者への支援
- 〔事業者〕休暇取得促進、代替職員確保等の措置

治療と就学の両立(第22条)

- 〔県・学校教育関係者等〕がん患者が学校教育を受けることができる環境の整備

がん教育の推進(第23条)

- 〔県・市町〕関係者と連携したがんに関する教育の推進

商品・サービスの開発提供(第24条)

- 〔県・事業者〕がん患者等の負担軽減に資する質の高い商品・サービスの開発提供の促進

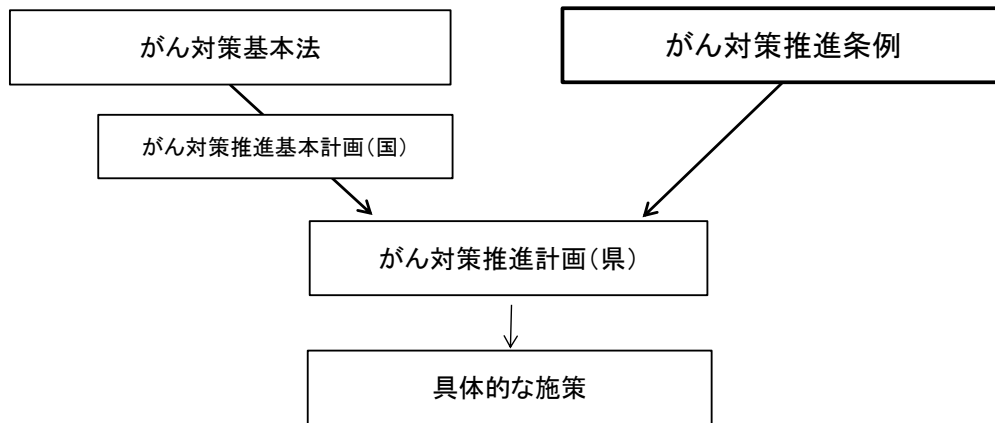
その他がんに罹患しても安心して暮らせる環境を整備するための措置(第25条)

がん対策推進条例の位置付け

がん対策推進条例とがん対策基本法との関係

がん対策基本法は、県は国のがん対策推進基本計画を基本とし、県の状況を踏まえた「がん対策推進計画」を策定することを規定している。

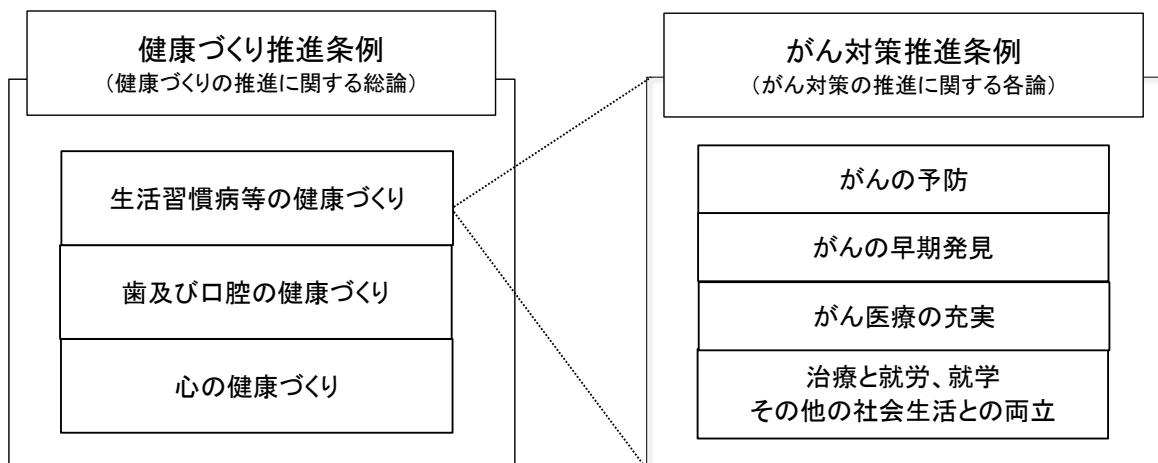
がん対策推進条例は、本県のがんを取り巻く状況や課題を踏まえた本県のがん対策推進計画及びがん対策の推進に関する施策を策定・実施するための基本となるもの。



がん対策推進条例と健康づくり推進条例との関係

健康づくり推進条例は、がんを含む生活習慣病等、歯及び口腔並びに心の健康づくりの推進を図り、県民生活の向上に寄与することを目的としている。

がんは生活習慣病等に含まれるが、がん対策の総合的な施策を推進するためには、予防・早期発見・医療の充実・療養生活の質の向上など多岐にわたる対策が必要となるため、各論的ながん対策推進条例を制定し、健康づくり推進条例と併せてがん対策に取り組む。



平成31年度予算（案）の概要

平成30年12月

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

平成31年度がん対策予算(案)の概要

平成31年度予算(案) 370億円 (平成30年度予算額 358億円)

基本的な考え方

平成30年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」の3つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

1. がん予防

166億円(166億円)

- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 15.5億円
 - ・がん対策推進企業等連携事業 0.8億円
 - ・がん検診従事者研修事業(胃内視鏡検査研修) 0.2億円
- ※上記のほか、たばこ対策、肝炎対策関係の経費約150億円が含まれる。

2. がん医療の充実

173億円(166億円)

- ・がんゲノム情報管理センター経費 17.1億円
- ②・がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 9.4億円
- ・希少がん中央機関機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 0.7億円
- ・希少がん診断のための病理医育成事業 0.3億円
- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業 29.8億円
- ・小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 3.2億円
- ・小児がん中央機関機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 0.6億円
- ・地域がん診療病院等機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 1.1億円
- ・がんのゲノム医療従事者研修事業 0.4億円
- ・がん登録推進事業(国立がん研究センター委託費) 5.5億円
- ・都道府県健康対策推進事業(がん登録、相談支援関係等) 6.3億円
- ・小児・AYA世代のがんの長期フォローアップ体制整備事業 0.3億円
- ・革新的がん医療実用化研究事業等(※厚生科学課計上) 85.8億円

3. がんとの共生

31億円(25億円)

- ①・がん患者等に対する相談推進事業 0.1億円
- ・がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業 0.8億円
- ・がん総合相談に携わる者に対する研修事業 0.3億円
- ・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2.3億円
- ・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア関係) 0.1億円
- ・がん等における新たな緩和ケア研修等事業 0.7億円
- ・がん患者の就労に関する総合支援事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2.1億円
- ・がん患者の療養生活の最終段階における実態把握事業(国立がん研究センター委託費) 0.3億円

(再掲)

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体) 49.2億円
- ・都道府県健康対策推進事業費(全体) 6.5億円
- ・国立がん研究センター委託費(全体) 6.8億円

※がん・疾病対策課計上の主な事業を記載。 ※複数の柱に重複する事業については、主な柱に一括して計上。
 ※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

がん対策

370億円(358億円)

平成30年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

(1) がん予防

166億円(166億円)

がんを早期に発見し、がんによる死亡者を減少させるため、がん検診受診率や精密検査受診率の向上を図る。

(主な事業)

- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 16億円
がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を、引き続き、実施する(注)とともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診:20歳の女性、乳がん検診:40歳の女性)にクーポン券等を配布する。また、精密検査受診率向上のため、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を実施する。

(注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診:20~69歳の女性

乳がん検診:40~69歳の女性

胃がん検診:50~69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診:40~69歳の男女

大腸がん検診:40~69歳の男女

(補助先) 市区町村

(補助率) 1/2

(2) がん医療の充実

173億円(166億円)

がんゲノム医療を提供するため、がんゲノム情報管理センター及びがんゲノム医療中核拠点病院等の機能強化を行うとともに、がん医療の実用化に資する研究を推進する等、がん医療の充実を図る。

(主な事業)

- ・がんゲノム情報管理センター経費 17億円
がんゲノム情報の集約・管理・利活用を図るため、がんゲノム医療・研究のマスターデータベース(がんゲノム情報レポジトリシステム)を構築し、その管理・運営機関であるがんゲノム情報管理センターの整備及び運営を支援する。

(補助先) がんゲノム情報管理センター

(補助率) 定額

⑤・がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業

9. 4億円

がんゲノム情報等を活用し、個々のがん患者の病状に応じた最適な医療の提供に加え、がんゲノム医療連携病院に対する診療支援及びがんゲノム医療に携わる多職種の専門家に対する研修を実施する等、支援機能を強化する。また、がんゲノムのパネル検査を自施設で完結できるがんゲノム医療拠点病院を新たに整備する。

(補助先) がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院
(補助率) 定額

・革新的がん医療実用化研究事業等(※厚生科学課計上)

86億円

第3期がん対策推進基本計画を踏まえ、ゲノム医療の実現に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究(小児・AYA世代(思春期世代と若年成人世代)のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がんなど)、がんの予防法や早期発見手法に関する研究などを重点的に推進する。

(3) がんとの共生

31億円(2.5億円)

がんになっても自分らしく生きることができる共生社会を実現するため、がん患者の治療と仕事の両立支援や相談体制の充実を図る。

(主な事業)

・がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業

77百万円

がん相談支援センター等に、両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を専任で配置し、がん患者等の各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」支援モデル事業を実施する。

(補助先) がん診療連携拠点病院等
(補助率) 定額

・がん患者の就労に関する総合支援事業

2.1億円

がん相談支援センターに就労に関する知識を有する専門家を配置することで、がん患者の就労に関する相談に対して、適切な情報提供及び相談支援を行う体制の強化を行う。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 1/2、定額

⑥・がん患者等に対する相談推進事業費

10百万円

NPO法人等による柔軟な患者等相談支援のあり方等について、がん患者等が、がんに関し気軽に相談できる窓口の整備に向けた検討を行うため、実態調査を実施する。

(委託先) 公募